

定期監査結果報告書

令和 6 監査年度 第 1 回

(令和 6 年 10 月～令和 7 年 2 月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	5 1 機関
・ 政策部 現地機関	2 機関
・ 総務部 現地機関	1 機関
・ 地域交流部 現地機関	5 機関
・ 県民環境部 現地機関	2 機関
・ 健康福祉部 現地機関	1 1 機関
・ 産業労働部 現地機関	4 機関
・ 農林水産部 現地機関	1 9 機関
・ 県土整備部 現地機関	7 機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	4 8 機関
○ 公安委員会所管の警察署	1 0 機関
合 計	1 0 9 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監査 第 110 号
令和7年6月5日

佐賀県議会議長	宮 原 真 一	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	甲 斐 直 美	様
佐賀県公安委員会委員長	奥 田 律 雄	様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	指 山 清 範

定期監査（令和6 監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	4
4 監査対象機関ごとの監査結果	6
知事部局所管の現地機関	6
・政策部 現地機関	6
・総務部 現地機関	7
・地域交流部 現地機関	8
・県民環境部 現地機関	9
・健康福祉部 現地機関	10
・産業労働部 現地機関	13
・農林水産部 現地機関	14
・県土整備部 現地機関	18
教育委員会所管の教育機関等	20
公安委員会所管の警察署	30
用語の解説	32

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を、佐賀県監査基準（令和6年3月26日佐賀県監査委員告示第1号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和6年10月～令和7年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	51機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	11機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	109機関

3 監査の着眼点

令和6年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
 - ⑤ 工事の執行管理は適正か
 - ⑥ 財産、備品等の管理は適正に行われているか

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の盗難、亡失等はないか
 - ① 亡失・損傷届は提出されているか
 - ② 亡失・損傷届に損傷年月日、理由及び状況が記載されているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、32 ページから 37 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別の指摘事項及び検討事項件数（ただし指導事項は除く。）

（単位：件）

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指摘事項				1						1
そ の 他 指摘事項	1	3	10	17	5	3		18		57
検討事項										
合 計	1	3	10	18	5	3		18		58

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指 導 事 項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【農林水産部】

- 支払で遅延しているものがあった。

(杵藤農林事務所)

令和 5 年度に支払うべき費用弁償を、令和 6 年度予算で過年度支出していた。

事 項 名	「さが園芸 888 運動」大規模園芸農家育成に係る派遣調査
用 務	佐賀さいこうプロジェクト経営体先進地視察
実 施 日	令和 5 年 11 月 30 日～令和 5 年 12 月 1 日
支 払 額	98,360 円
支 払 日	令和 6 年 7 月 4 日

3 その他指摘事項・検討事項

(1) 予算関係 (1 件)

- ① 予算の配当がないまま執行しているもの

(2) 給与、旅費関係 (3 件)

- ① 時間外勤務手当で追給を要するもの
- ② 扶養手当で返納を要するもの
- ③ 県外出張で職員が復命書を提出していないもの

(3) 収入関係 (10 件)

- ① 領収証書の発行事務で適正でないもの
- ② 収入未済があるもの
- ③ 行政財産使用料の納入期限の設定が適正でないもの

(4) 支出関係 (17 件)

- ① 支出負担行為で遅延しているもの
- ② 支出負担行為金額を誤っているもの
- ③ 支出金額を誤っているもの
- ④ 支払で遅延しているもの
- ⑤ 支出科目を誤っているもの
- ⑥ 検査完了後の支出で遅延しているもの
- ⑦ 緊急用前渡資金の交付で領収書を徴していないもの
- ⑧ 債権者を誤って支払っているもの
- ⑨ 支払を二重に行っているもの
- ⑩ 立替払により支出しているもの
- ⑪ インターネットバンキングのパスワード管理が適正でないもの

(5) 契約関係 (5 件)

- ① 契約事務で相手方の選定が適正でないもの
- ② 契約書を作成しないまま産業廃棄物を処理しているもの

- ③ 委託業務報告書を期間内に提出させていないもの
- ④ 基本協定を締結することなく、複数年度にわたる実施協定のみ締結しているもの
- ⑤ 予約の取消を行わず、キャンセル料が発生しているもの

(6) 工事の執行関係 (3 件)

- ① 事前調査不足による下部工の仮設足場の設計漏れがあり、受注者からの協議を受け、設計変更しているもの
- ② 設計書作成のための工事歩掛決定で、見積書を 5 社以上から徴収していないもの
- ③ 設計単価決定で、見積書を 3 社以上から徴収していないもの

(7) 補助金関係 (指摘等なし)

(8) 財産関係 (18 件)

- ① 備品で亡失しているもの
- ② 備品で備品出納・管理簿に記載されていないもの
- ③ 備品に備品札を貼付していないもの
- ④ 財産台帳への記載が誤っているもの
- ⑤ 部活動倉庫等の新築等に係る土地の使用許可手続きで適正でないもの
- ⑥ 経年劣化した埋設管からの漏水で県に損害を与えているもの
- ⑦ 公用車の亡失・損傷届を提出していないもの
- ⑧ 建物や物品に損害を与えているもの
- ⑨ 土地で未登記になっているもの

(9) その他 (指摘等なし)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 13 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 6 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 毎月の委託料で誤った金額を支払っているものがあつた。 ② 支出科目を誤っているものがあつた。 ③ 検査完了後の支出で遅延しているものがあつた。

・ 総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 10 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 20 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 13 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 検査完了後の支出で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 13 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 17 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 情報交換会費を立替払により支出しているものがあつた。

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 17 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

・ 県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 10 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 5 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあつた。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 18 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(生活保護費返還金) ② 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 18 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(生活保護費返還金)

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 20 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書の日付記載が漏れているもの、また、委任出納員への引継日付印の押印がないものがあった。

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 16 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(生活保護費返還金) ② 電気料の支払が遅延し延滞利息を支払っているものがあった。 ③ 緊急用前渡資金で他の職員へ交付した際に、交付を受けた者から領収書を徴していないものがあった。 ④ 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 22 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(生活保護費返還金)

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 9 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 18 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 11 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 行政財産使用料の納入期限の設定が適正でないものがあった。

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 20 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 16 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 19 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為の金額で誤っているもの、また、額の誤りに気付いた後の正当支出負担行為が遅延しているもの、さらに、検査完了後の支出で遅延しているものがあつた。

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 4 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也 宮 原 真 一
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 27 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（モデリングマシン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 6 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 30 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 18 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 事前調査不足による下部工の仮設足場の設計漏れがあり、受注者からの協議を受け、設計変更しているものがあった。

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 25 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 備品（顕微鏡）で亡失しているもの、また、備品で備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。 ② 財産台帳（土地）への記載が誤っているものがあった。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 14 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（水産業使用料ほか） ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ③ 物品（顕微鏡）に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 25 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 情報交換会費等を立替払により支出しているものがあった。

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 18 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 令和 5 年度に支払うべき費用弁償を、令和 6 年度予算で過年度支出しているものがあつた。 ② 設計書を作成するための工事歩掛決定において、見積書を 5 社以上から徴収していないものがあつた。

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 19 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 30 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約事務で相手方の選定が適正でないものがあつた。 ② 財産（建物）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 20 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 19 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 31 日（書面による監査）
執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支払を二重に行っているもの、また、債権者を誤っているものがあった。

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 20 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 17 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 予算の配当がないまま執行しているものがあった。 ② 完了検査が遅延し、支払が遅れているもの、また、契約書を作成しないまま産業廃棄物を処理しているものがあった。

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 29 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 14 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 20 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 24 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 委託業務報告書を期間内に提出させていないもの、また、完了検査が遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 31 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 24 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和 7 年 2 月 10 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 備品で備品出納・管理簿に記載されていないもの、また、備品札を貼付していないものがあつた。

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和7年1月31日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和7年1月28日及び29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為の財務システムへの入力が遅延しているものがあった。 ② 土地で未登記になっているものがあった。

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和7年2月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 収入未済があった。（弁償金ほか）

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和7年1月22日及び23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（港湾使用料ほか） ② 備品で備品札を貼付していないものがあった。

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 29 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 基本協定を締結することなく、複数年度にわたる実施協定のみ締結しているものがあった。 ② 仮設信号機の設計単価決定において、見積書を 3 社以上から徴収していないものがあった。

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 17 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和 7 年 1 月 24 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 10 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 12 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 26 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 7 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	彩志学舎中学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 2 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 30 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 1 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 18 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 3 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 3 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 扶養手当で返納を要するものがあつた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 2 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 7 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 30 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 8 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 20 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 1 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 8 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 1 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 9 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 9 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 令和 3 年度時点で現品の亡失を覚知していたものの、その後放置し、亡失備品としているものがあつた。

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 10 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 27 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 11 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 県外出張において職員が復命書を提出していないものがあつた。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 25 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① PTA 設置空調借入償還金の支払が遅延し、延滞金が発生したことにより、償還金負担金額が増加しているものがあつた。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 18 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあつた。

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 4 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 17 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 21 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 教育総務課から県立学校あてに部活動倉庫等の新築等に係る土地の使用許可をしない旨周知されていたが、新たに使用許可を与えているものがあった。 ② 県立学校あてに部活動倉庫等の新築等に係る土地の使用許可をしない旨周知していたが、一部の学校でその取扱いが守られておらず、また、そのような実態を把握せず、必要な指導も行っていないものがあった。 （改善を指示した所属 教育総務課）

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 22 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 22 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 経年劣化した埋設管からの漏水により、県に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 24 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 27 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 16 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里実業高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 7 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 19 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 16 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 22 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 教育総務課から県立学校あてに部活動倉庫等の新築等に係る土地の使用許可をしない旨周知されていたが、新たに使用許可を与えているものがあった。 ② 県立学校あてに部活動倉庫等の新築等に係る土地の使用許可をしない旨周知していたが、一部の学校でその取扱いが守られておらず、また、そのような実態を把握せず、必要な指導も行っていないものがあった。（改善を指示した所属 教育総務課）

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 17 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 24 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 18 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① バス借上げの予約で、取消しの連絡を行っておらず、キャンセル料が発生しているものがあった。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 31 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 31 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 19 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 就学奨励費の支出事務で、インターネットバンキングのパスワード管理が適正でないものがあった。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 30 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 29 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 29 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 亡失・損傷届について、事実と異なる内容を記載して提出しているものがあった。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 10 月 30 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 8 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 20 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 26 日
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 4 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 27 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 11 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 12 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 22 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 29 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和 6 年 12 月 3 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒 木 敏 也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和 6 年 11 月 28 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒 木 敏 也 角 貞 樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

※監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

宮 原 真 一 令和 7 年 4 月 24 日退任
指 山 清 範 令和 7 年 4 月 25 日就任

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。
監査結果の報告	地方自治法 第 199 条 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。
調 定	調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。 地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

	佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。 (1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。） (2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。） (3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）
領 収 証 書	領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。 佐賀県財務規則 第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。 2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。 3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。
支 出 負 担 行 為	支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。

	① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 ② 補助金の交付の決定行為 ③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 ④ 給与その他の給付の支出の決定行為 地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしてしなければならない。
緊急用前渡資金	佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡 5 緊急用前渡資金の取扱い (1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金（以下、「緊急用前渡資金」という。）は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常の支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものである。よって、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を怠るなどということがないよう注意すること。 (2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。 ア 報償費 イ 通行料、駐車料、渡船料及び入場料 ウ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費 エ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費 オ 自動口座振替の方法により支払う経費（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成 19 年佐賀県規則第 6 号）第 2 条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る） (3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3 か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で 3 万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

	(4) 緊急用前渡資金を前渡される者は、各所属の給与等の資金を前渡される者と同じの者とし、「共通経費等」用の預金口座において管理することを原則とするが、常時即時に支払う必要が認められる場合は手許保管することができるものであること。なお、資金の出納を現金出納簿に記帳し、他の職員へ交付する際は、現金出納簿の備考欄に交付を受けた者の記名を徴しておくこと。この場合、現金出納簿を電子計算機その他の機器を用いて作成したときは、領収書を徴し、現金出納簿と共に毎月編さんすること。 (以下、略)
資 金 前 渡	資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。 地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの 佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費
予 定 価 格	予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。 佐賀県財務規則 第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封書にし、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。

財 産 台 帳	財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。 佐賀県公有財産規則 第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。 (1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5) 船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16
財 務 経 営 シ ス テ ム	財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。

会 計 管 理 者	会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。 地方自治法 第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。 第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。 (1) 現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 小切手を振り出すこと。 (3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。 (5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。 (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。 (7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。
------------------	---

(注) 関係条文を一部抜粋